

「南阿蘇村村勢要覧」作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要領は、本村の村勢を広く知らしめることができる村勢要覧を作成するために、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、最も適切な創造力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 「南阿蘇村村勢要覧」作成業務
- (2) 業務内容 別紙『「南阿蘇村村勢要覧」作成業務委託仕様書』のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 5,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 南阿蘇村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年2月13日南阿蘇村訓令第43号）に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 南阿蘇村暴力団排除条例（平成23年6月13日南阿蘇村条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

4 プロポーザルの特定基準

審 査 項 目 (配 点)	審 査 事 項
企画提案書及びデザイン案 実施体制 予算 実績等 (100点)	(1) アピール度 (2) デザイン・レイアウト (3) 村のまちづくりの理念及び将来像との整合性 (4) 企画力・具体性 (5) 提案の独自性・創意工夫 (6) 実施体制 (7) 予算 (8) 業務経歴

(ア) 審査項目の評価基準は、別紙1のとおりとする。

(イ) 審査方法は評価点数の合計点数で競う方法により行う。

5 審査会及び結果の通知

(1) 審査会

参加要請者の選定及び特定に係る審査は、「南阿蘇村村勢要覧」作成業務委託に関する審査委員により組織された審査会が行う。

(2) 特定結果の通知及び公表

別紙1の基準に従って審査会を行い、評価点の合計が最も高い企画提案参加者(以下「最高得点参加者」という。)を契約予定者として特定する。ただし、最高得点参加者が複数ある場合は、審査会の議決により特定する。

特定された者に対しては、その旨を書面により通知する。また、特定されなかった者に対しても、その旨を書面により通知する。

6 応募の手続き等

(1) 参加資格確認申請書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件に応じて次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

① 提出期限 令和8年8月31日(月) 17時まで

② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1

電話 0967-67-1112 FAX 0967-67-2073

③ 提出書類 (ア) 公募型プロポーザル参加表明書(様式1) 1部

(イ) 業務経歴書(様式2) 1部

(ウ) 業務実施体制(様式3) 1部

(エ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日時点で交付日から3か月を経過していないものに限る。) 1部

(オ) 納税証明書 1部

(カ) 会社概要(パンフレット等) 12部

(キ) 過去に受託作成した市町村勢要覧、市町村制施行記念誌及び市町村合併記念誌等の完成品(3種類以内。無い場合は不要) 1部

④ 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

⑤ 参加表明書等の留意事項

(ア) 用紙の大きさはA4版とする。

(イ) 提出期限後において、業務実施体制に記載した技術者は、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

⑥ 参加資格の結果は、9月2日(水)までにメールにて通知予定。

(2) 参加資格確認書等に関する質疑・回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年8月26日(水) 正午まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当
- ③ 提出方法 別添の質問書(様式4)に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに到着確認を行うこと。
- ④ 回答方法 回答が必要と判断される事項は、村のホームページに掲載を行うため、個別に回答は行わない。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) プロポーザル(企画提案書)提出方法

- ① 提出期限 令和8年9月14日(月) 17時必着
 - ② 提出場所 南阿蘇村役場 政策観光課 政策係
 - ③ 提出の方法 持参又は郵送(提出期限日までに必着)
 - ④ 提出書類及び様式及び部数
 - (ア) 企画提案書(様式5) . . . 1部
 - (イ) 企画説明提案資料 . . . 各12部
 - ① 第1表紙(1ページ)
 - ② 第4表紙(1ページ)
 - ③ 全32ページの構成割付案(任意様式)
 - ④ 以下2つのそれぞれをコンセプトとした村勢要覧のデザイン案(ページ数は③にて提案した構成案に基づいて、任意とするが、合わせて最大見開き4ページとする)
 - ① 「子育て」② 「観光」
 - ⑤ 企画内容に応じたスケジュール(任意様式)
 - (ウ) 見積書(A4版様式任意) . . . 12部
- ※ 提出書類のうち、(イ)(ウ)については各1部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

(4) プロポーザル(企画提案書)作成時の留意事項

- ① 南阿蘇村総合計画の「ともに育み、ともに歩む、わたしたちのむら みなみあそ」という将来像と、7つのむらづくりの基本目標『「こどもまんなか」のむらづくり」「健康・福祉のむらづくり」「自然豊かで美しいむらづくり」「力強い産業のむらづくり」「未来に羽ばたくひとを育てるむらづくり」「住み良く充実した暮らしのむらづくり」「持続可能なむらづくり」を踏まえた内容とすること。
- ② (3)④(イ)①と②については、村の特徴や魅力が伝わるようなデザイン案及び創意工夫を提案すること。また、①と②が一体となった提案をしても差し支えない。
- ③ (3)④(イ)③については、本編32ページのなかで、南阿蘇村ならではの特徴を踏まえたページ構成を想定し、提案すること。

④今回のプロポーザルにおいては、本村の特徴や魅力発信につながるデザイン案及び内容を審査するために、(3) ④ (イ) ④に記載している通り、①「子育て」と②「観光」についてアピールすることができるデザイン案及び内容を提案すること。また、標題をはじめ、総合計画書を基に、南阿蘇村の具体的な掲載内容を想定するとともに、作成に伴う創意工夫を提案すること。

⑤ 写真は、南阿蘇村が提供する写真のほか、事業者が過去の村勢要覧、観光パンフレット等から引用することができる。

⑥ 6の(3) ④ (イ) には、次の事項を記載すること。

南阿蘇村 村勢要覧

⑦ 事業者名等のプロポーザル参加者名を連想させるものは一切記入しないこと。

⑧ 通しページを記入すること。

⑨ 見積書には、別紙『「南阿蘇村村勢要覧」作成業務委託仕様書』による見積金額を記入すること。

⑩ 見積書は正本1部のみ契約権限者印を押し、副本11部は複写可とする。

⑪ 見積書には、事業に要する経費の内訳を記載又は別表で添付することとし、提案する事業内容ごとに、内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載すること。

(5) 企画提案書に関する質疑・回答

企画提案書に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

① 提出期限 令和8年9月4日(金) 正午まで

② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当

③ 提出方法 別添の質問書(様式4)に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに到着確認を行うこと。

④ 回答方法 回答が必要と判断される事項は、村のホームページに掲載を行うため、個別に回答は行わない。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

7 無効となる参加表明書またはプロポーザル

参加表明書またはプロポーザル等が次に掲げる事項に該当する場合には無効となる。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) この説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(6) 虚偽の内容が記載されているもの。

8 失格となる企画提案者

企画提案者が次に掲げる事項に該当する場合には失格となります。

(1) 企画提案者が、この説明書に定める手続き以外の手法により、審査員または関係者に

プロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合

- (2) 審査会時に提案チームの管理責任者が欠席した場合（ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない場合は除く）
- (3) その他審査会が不適格と認める場合

9 企画提案書の取り扱い

- (1) 企画提案書は、提出後の書き換え、差替えは認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用、コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

10 審査会の開催

- (1) 日時 令和8年9月17日（木）※個別の時間は参加者に別途連絡する。
- (2) 場所 南阿蘇村役場内会議室
- (3) 方法 参加者は企画提案書に基づき、1社あたり25分以内の審査を行う。（プレゼンテーション15分・質疑応答10分）
プロジェクターの使用可（プロジェクター、スクリーンのみ村で準備）。

11 審査会の留意事項

- (1) 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- (2) 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

12 審査結果の通知

審査会終了後速やかに、参加者全員に結果の通知をおこなう。

13 委託契約

- (1) 審査会により選定された受託候補者と本業務委託に係る随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者との協議が不調となった場合には、次順位の者を随意契約の協議の相手方とする。

14 留意事項

- (1) 虚偽の記載をした参加資格確認書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認書等は無

効とする。

（２）契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は南阿蘇村に帰属するものとし、制作者は本村に対して著作権者人格権を行使しないものとする。

（３）個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び南阿蘇村個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 30 日条例第 183 号）に基づき、適切に管理するものとする。

1 5 実施スケジュール（予定）

・令和 8 年 8 月 2 0 日（木）	南阿蘇村ホームページで公示
・令和 8 年 8 月 2 6 日（水）正午まで	参加表明書等の質問書提出期限
・令和 8 年 8 月 2 7 日（木）	参加表明書等の質問書の回答日
・令和 8 年 8 月 3 1 日（月）1 7 時まで	参加表明書等の提出期限
・令和 8 年 9 月 2 日（水）	参加表明書等の結果通知日
・令和 8 年 9 月 4 日（金）正午まで	企画提案書等の質問書提出期限
・令和 8 年 9 月 7 日（月）	企画提案書等の質問書の回答日
・令和 8 年 9 月 1 4 日（月）1 7 時まで	企画提案書等の提出期限
・令和 8 年 9 月 1 7 日（木）予定	審査会
・令和 8 年 9 月下旬予定	委託業者決定

1 6 提出先及び連絡先

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

南阿蘇村 政策観光課 政策係

電話番号：0967-67-1112 メールアドレス：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp